旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年４月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日(保証社員になった場合)　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社シーエルエー・ポップイン　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4533号　④株式会社シーエルエー・ポップイン　東京都港区白金一丁目25番21―213号　代表取締役　吉田素子　⑤本社営業所　東京都港区白金一丁目25番21―213号　⑥平成10年12月17日　⑧平成24年３月７日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区白金一丁目25番21―213号　株式会社シーエルエー・ポップイン　代表取締役　吉田素子

Ｂ　①株式会社ＯＧトラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5794号　④株式会社ＯＧトラベル　東京都港区浜松町二丁目２番14号ＫＩビル　代表取締役　瀬川勲　⑤浜松町オフィス　東京都港区浜松町二丁目２番14号ＫＩビル　⑥平成18年９月１日　⑧平成23年９月１日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区浜松町二丁目２番14号ＫＩビル　株式会社ＯＧトラベル　代表取締役　瀬川勲

Ｂ　①株式会社ロングエーインターナショナル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5848号　④株式会社ロングエーインターナショナル　東京都豊島区東池袋一丁目48番10号　代表取締役　吉田純子　⑤本店営業所　東京都豊島区東池袋一丁目48番10号25山京ビル722号室　⑥平成18年12月20日　⑧平成23年12月20日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区有明一丁目４番地10号　株式会社ロングエーインターナショナル　代表取締役　林竜谷

Ｂ　①三遠トラベル　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業３―1216号　④宮脇幸雄　豊橋市瓦町字宮下10番地　⑤三遠トラベル　豊橋市瓦町字宮下10番地　⑥平成19年３月２日　⑧平成24年３月２日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫宮脇幸雄　豊橋市瓦町字宮下10番地

Ｂ　①有限会社東京エアネット　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―536号　④有限会社東京エアネット　京都市下京区万寿寺通烏丸東入大堀町479番地　取締役　西倉和男　⑤本社営業所　京都市下京区万寿寺通烏丸東入大堀町479番地　⑥平成17年９月28日　⑧平成24年３月15日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市下京区万寿寺通烏丸東入大堀町479番地　有限会社東京エアネット　取締役　西倉和男

Ｂ　株式会社朝日トラベルサポート　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―555号　④株式会社朝日トラベルサポート　京都市伏見区桃山町鍋島１番地14　取締役　青木晴人　⑤伏見本店　京都市伏見区桃山町鍋島１番地14　⑥平成19年７月９日　⑧平成24年２月29日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都市伏見区桃山町鍋島１番地14　株式会社朝日トラベルサポート　取締役　青木晴人

Ｂ　①株式会社ドリーム・アーツ沖縄　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―308号　④株式会社ドリーム・アーツ沖縄　沖縄県那覇市字安里388番地５　代表取締役　栗田智明　⑤那覇本社　沖縄県那覇市字安里388番地５　⑥平成23年９月２日　⑧平成24年３月15日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県那覇市字安里388番地５　株式会社ドリーム・アーツ沖縄　代表取締役　栗田智明

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合)、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年４月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社マルセイトラベル　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３―240号　④株式会社マルセイトラベル　河北郡内灘町字アカシア一丁目90番地１　代表取締役　前坂政広　⑤本社営業所　河北郡内灘町字アカシア一丁目90番地１　⑥平成20年７月25日　⑦平成24年３月１日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ジェットインターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5978号　④ジェットインターナショナル株式会社　東京都墨田区江東橋二丁目11番14号　代表取締役　佐藤雅信　⑤本社営業所　東京都墨田区錦糸三丁目８番12号　⑥平成19年12月３日　⑦平成24年２月23日　⑧60万円　⑨300万円